

全国労組生産性企画実践委員会 設置要綱

昭和34年4月1日

(目的)

生産性向上運動の過去三ヵ年の貴重な経験を基礎として、労働組合の立場からする本運動の全国的な深化徹底と、生産性組織の育成強化を期し、労働組合に対する生産性教育の普及と実践活動の展開のために各種事業の企画と実践指導をする。特に生産性各討論集会に参加した労働団体を中核とした運動の強力な前進をはかる。

(機構・運営)

中央委員会の事務局は本部内におく。地方委員会は各地方本部ごとに設置する。中央委員会は全国労組生産性討論集会中央実行委員会委員を中心とする若干名をもって構成し委員長ならびに副委員長1名をおく。地方委員会は、全国労組生産性討論集会地方実行委員会委員を中心とする若干名をもって構成する。中央委員会の活動を円滑ならしめるため、常任委員会を設ける。常任委員会は中央委員の若干名をもって構成し、運遺影要綱は別に定める。

(事業)

中央委員会は生産性向上に関する労働関係事業を、全国的な規模において企画立案するとともに、全国労働団体と密接な連携のもとに、生産組織の拡大強化のため、つぎの諸活動を展開するものとする。①全国討論集会及び各種研究集会、②労働組合生産性協議会の組織化、③討論集会決議事項の処理、④地方委員会との連絡調整、⑤その他必要な事項。地方委員会は中央委員会に準じて事業を行う。